



庄山 忠文議員

農業政策について

問

中山間地整備事業が18年度より計画がされているが、19年度集計ができていると思うがどのような数字がでたか、又、計画から完了まで約10年近くかかるが短期間にできるような国県等に働きかけてはどうか。

答

圃場整備が10区画、85町、集落道が1カ所、ため池整備が1カ所上がっている。和水町が85ヘクタール、南関町が55ヘクタールで事業費が30億円程で2期にわかれるかもしれない。又、短期間でとのことだが、まず圃場整備の体制作りをしつかりやっていただき完全にできたところで国県に予算獲得の為に全力を上げてやっていくことが早道と思っている。

問

近年、鳥獣被害が多くなっている。又、駆除隊の

方々も高齢者になりつつあり、そのようなことから、農業後継者や認定農業者の方々への県免許取得費用の補助、又、箱買貸出等は考えられないか。

答

イノシシによる被害は相当なものと思っている。猟友会も高齢化している。それゆえ県の免許取得費用の助成には前向きに検討する。又、箱買貸出等は国の補助で猟友会に10基購入することになっている。それを貸し出すこともできるかと思う。

ふれあい広場と

町活性化について

問

春富地区の中心地のふれあい広場は今後どのように計画されていくのか。定住促進での住宅、農産物直売所、商業施設等の考えはないか。

答

ふれあい広場は春富校区の中心地にあり、その周辺には小学校、町営住宅、町集会センター、保育園、JA、商店と本当にヘソの部分だと思っている。その土地の整備については現時点では予定はないが、しかし、今後地域の要望を聞

きながら本町の北の玄関口として、又、春富地区の中央部としてふさわしい利活用を検討する必要があると考える。隣接する集会センター、田中城、地域住民や商工会、農産物出荷協議会、JAなど関係団体との参加を得ながら総合的に検討しなければならないと思っている。



年々、深刻化しているイノシシによる農作物の被害



歴史と文化のふれあい広場



松村 慶次議員

後期高齢者医療制度の内容は周知徹底できているか

問 4月1日より後期高齢者医療制度が施行されるが、

改定の内容、老人保険制度との相違点、対応手順などについて、果たして、どれだけのお年寄りが分かっておられるだろうか。後期高齢者医療制度の対象となる方は、基本的に75歳以上のお年寄りであるが、この方々に内容の理解を求めても、現実的には、なかなか困難であろうと思われる。従って、この制度改定の内容は同居家族などお年寄りの日常のお世話をしておられる方にしっかりと理解していただき、制度の浸透に協力をお願いしていかなくてはならない問題であると考ええる。そもそも、後期高齢者の対象となられる皆さんは、明治後期、大正、昭和初期に誕生され、長

い戦争と敗戦の混乱の中で、家族を守り、地域を守り、そして国の復興のために命を削って苦勞していただいた方々ばかりである。そんなお年寄りに対して、現在の医療、介護、福祉はまことに非情すぎる、と私はそう考える。お年寄りの少ない年金から、介護保険料、医療保険料を天引きするような制度は人道的にどうなのか、苦勞が多い人生の幕引き際に、なおも鞭打つような制度に、胸の痛むような気がする。当制度の施行に關し町民の理解を深め、運用を円滑にするための方策について伺うが、今からでも遅くはないから、ご本人及びご家族を対象に地域別の行政説明会を開いてもらえないだろうか。又、市町村行政の特色と意義は、国政、県政と違い、住民への個別対応が可能であり要求されるということである。当制度の説明においても、専門担当者を置き電話、来庁での照会に対してキメ細かい対応を図ると同時に、電話説明で不十分な場合は自宅に向いて説明する、というよう

な体制を検討いただきたい。
答 当制度のスタートを控えて、新しい制度でもあり、あらゆる方法で周知に努めてきた。又、老人会単老会長会、ふれあい高齢者の集い、希望のある地区老人会をはじめ、諸集会等でも、「要請があれば説明に伺います」という案内もしてきたが、改めて対象者の不安払拭については、「しっかりと心掛ける」、この大切さを新たに感じた。対象者が約2千500名であり、昨年6月から老人会関係、広報、パンフレット、民生委員会、区長会等を利用して説明をしてきた。該当者は高齢であり、その家族の皆さん全てに周知できたかという若干疑問も残るが、手は尽くしたと考える。やがて保険証の配布を順次行い、4月から保険料確定通知を送る。通知を受けてからの問い合わせが多いと思われるが、万全の体制で臨みたい。個別対応ということとは対象者が多く、無理だと思われるので、電話照会、来庁によっては、ご理解いただくまでご説明をしたいと思っ

ている。

問 要請のあった地域には説明に行くということであるが、要請がなければ行かないのか。全ての地域に説明する必要があるのではないか。説明のできていない地域にはこれからでも説明を行って欲しいと思うが、どうか。

答 行政区66地区がある。行政区ごとに行くなら66カ所になり大変な仕事になる。担当も4月1日に向け準備中であり、全て伺うのが本筋だとは思いますが、仕事面の割り振りなど考えると、若干無理かなと思っている。

問 忙しいとか、当然のごとく回れないということではなくて、どうにかして周知徹底を図ってもらいたい。最後に町長に伺いたい。町長はいゆる老人の皆さんをどのように定義づけておられるのか。その存在意義をどう考え、老人の皆さんに何をどうしてあげるのか、所信表明にあった「老人の安心できる住みやすい町づくり」とは具体的にどのような構想なのか。

答 後期高齢者医療制度に

については、4月の地域懇談会などで説明するなり、手筈を図っていききたい。高齢者の定義については、これはいつの世も敬意、感謝を表すのが当然で、逆に、お年寄りからすれば少子高齢化時代にあつて「自分達のことは自分で」という相互協力、相互理解の關係にあるべきではないかと思う。具体的施策では、20年度も戦没慰霊祭の交通費を計上している。高齢者には元氣でいてもらうことが、本人も周りも幸せであり、そのための筋トレ等の老人会活動などには活発にご参加いただき、そういうことに關してはしっかりと支援したい、と考えている。



後期高齢者医療事務担当窓口（税務住民課）